

ご利用料金について

基本料金：要介護者

区分	サービス 提供時間帯	20分未満			20分以上30分未満			30分以上1時間未満			1時間以上 (30分を増すごと567単位にプラス)		
		利用料	利用者負担額		利用料	利用者負担額		利用料	利用者負担額		利用料	利用者負担額	
身体介護	8時～18時	¥1,630	1割	¥163	¥2,440	1割	¥244	¥3,960	1割	¥387	¥820を加算	1割	¥82
			2割	¥326		2割	¥488		2割	¥774		2割	¥164
			3割	¥489		3割	¥732		3割	¥1,161		3割	¥246
	6時～8時 18時～22時	¥2,088	1割	¥204	¥3,125	1割	¥305	¥4,950	1割	¥484	¥1,030を加算	1割	¥103
			2割	¥408		2割	¥610		2割	¥968		2割	¥206
			3割	¥616		3割	¥915		3割	¥1,452		3割	¥309
	22時～6時	¥2,505	1割	¥245	¥3,750	1割	¥366	¥5,940	1割	¥581	¥1,230を加算	1割	¥123
			2割	¥490		2割	¥732		2割	¥1,162		2割	¥246
			3割	¥735		3割	¥1,098		3割	¥1,743		3割	¥369

区分	サービス 提供時間帯	20分以上45分未満			45分以上		
		利用料	利用者負担額		利用料	利用者負担額	
生活介護	8時～18時	¥1,790	1割	¥179	¥2,200	1割	¥220
			2割	¥358		2割	¥440
			3割	¥537		3割	¥660
	6時～8時 18時～22時	¥2,238	1割	¥224	¥2,750	1割	¥275
			2割	¥448		2割	¥550
			3割	¥671		3割	¥825
	22時～6時	¥2,685	1割	¥269	¥3,300	1割	¥330
			2割	¥537		2割	¥660
			3割	¥806		3割	¥990

区分	利用者負担額	
通院等乗降介助	1割	¥97
	2割	¥194
	3割	¥291

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行います。

※ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員よるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、上記金額の2倍になります。

※ 当事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して、前年度の月平均で20人以上にサービス提供を行い、当該建物に居住する利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となります。また、前年度の月平均で50人以上にサービス提供を行い、当該建物に居住する利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の85/100となります。(同一の建物とは、当該事業所と構造上、外形上、一体的な建築物とする。)

加算項目	単位：円	利用料	利用者負担額	算定回数など
緊急時訪問介護加算		¥1,000	¥100	1回の要請に対して1回
初回加算		¥200	¥200	初回の日属する月
生活機能向上連携加算(Ⅰ)		¥100	¥100	1月当たり
特定事業所加算(Ⅰ)		所定単位数の200/1000	左記の1割	1回当たり
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の245/1000	左記の1割	1月当たり

※ 緊急時訪問介護加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、訪問介護員等が居宅サービス計画にない指定訪問介護（身体介護）を行った場合に加算します。

※ 初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。

※ 生活機能向上連携加算は、利用者に対して指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等が指定訪問リハビリテーションを行った際に、サービス提供責任者が同行し当該理学療法等と利用者の身体状況等の評価を共同して行った場合に加算します。

※ 特定事業所加算とは、介護福祉士等の人材を確保し、質の高いサービスを提供するための体制を構築している事業所を評価する加算として設けられています。また、体制の構築だけでなく、重度の利用者を受け入れている事業所を評価する区分も設けられています。

※ 介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

	週1回程度	週2回程度	週2回を超える程度
	要支援1・2事業対象者	要支援1・2事業対象者	要支援2事業対象者
(介護予防訪問介護相当サービス)	¥1,176	¥2,349	3,727

※単位：円